

件名	愛媛県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
主管課	企画振興部地域振興局文化・スポーツ振興課
根拠法令等	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）
<p>【改正の概要】</p> <p>スポーツ振興法の全面改正となるスポーツ基本法の施行に伴い、愛媛県スポーツ振興審議会条例の一部を改正するもの。</p> <p>（名称） 「スポーツ振興審議会」から「スポーツ推進審議会」に変更。</p> <p>（第1条関係） 審議会の設置について、スポーツ振興法では「置くものとする」（第18条第1項）とされていたが、スポーツ基本法では「置くことができる」（第31条）こととされたので、設置すること自体を新たに条例で定めるもの。</p> <p>（第2条・第3条関係） スポーツ振興法では「委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関し必要な事項について」条例で定めることとされていた（第18条第5項）が、スポーツ基本法ではこれらの規定が削除されたので、新たに組織、任命等を規定する。</p> <p>（第4条関係） 審議会に関し必要な事項を定める際の教育委員会との協議を廃止する。</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p>	